

仕事によるケガや病気で療養中の方、治った方へ

「アフターケア制度」のご案内

仕事によるケガや病気で療養されている方は、そのケガや病気が治った後も、再発や後遺障害に伴う新たな病気を防ぐため、労災保険指定医療機関でアフターケア（診察や保健指導、検査など）を無料で受診することができます。

このパンフレットでは、アフターケアの対象となるケガや病気の範囲や申請の手続きなどについて紹介します。

目次

「アフターケア制度」とは・・・・・・・・・・	1
アフターケアの対象となるケガや病気・・・・・	2
アフターケアを受けるための手続き・・・・・・・・	3
（「健康管理手帳」の交付申請）	
「健康管理手帳」の更新の手続き・・・・・・・・・・	8
アフターケア通院費・・・・・・・・・・・・・・・・	13
傷病別のアフターケア・・・・・・・・・・・・・・・・	18
都道府県労働局一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	47



「アフターケア制度」とは

1. 目的

仕事又は通勤によってケガや病気をされた方に対し、そのケガや病気が治った後も、再発や後遺障害に伴う新たな病気の発症を防ぐため、必要に応じて、診察、保健指導、保健のための処置、検査を行い、円滑な社会生活を営んでいただくことを目的としています。

※「治った」とは、完全な回復だけでなく、症状が安定し、治療をしてもそれ以上改善が期待できない状態を含みます。

2. 対象となるケガや病気、対象者

アフターケアの対象となるケガや病気は、せき髄損傷など20種類あり（2ページ参照）、一定の障害等級などを対象者の要件としています。

※「障害等級」とは、仕事又は通勤によるケガや病気が治った後、身体に一定の障害が残った場合に、その障害の程度に応じて第1級から第14級までの14段階に区分し、障害の程度を評価するものです。

3. 手続き

アフターケアを受けるためには、申請者の所属事業場を管轄する都道府県労働局に申請をしていただく必要があります。

申請を行うことができる期間は、対象となるケガや病気によって異なります。「アフターケア健康管理手帳の新規・更新手続き」（17ページ参照）をご確認ください。

4. 受診

申請が認められると、都道府県労働局からアフターケア健康管理手帳（以下「手帳」という）が交付され、労災保険指定医療機関で、診察、保健指導、保健のための処置、検査を、要領で定められた範囲内で、無料で受けることができます。

アフターケアを受診するには、労災保険指定医療機関の窓口で、その都度、手帳を提示し、所定の欄に受診結果を記入してもらする必要があります。提示がない場合は、アフターケアを受けられませんのでご注意ください。

なお、保健のための処置のうち薬剤の支給については、労災保険指定薬局でも、受けることができます。

5. 通院費

アフターケアを受けるための通院費は、一定の要件を満たした場合に支給されます。

アフターケアの対象となるケガや病気

(ページ)

○ せき髄損傷	18
○ 頭頸部外傷症候群等（頭頸部外傷症候群、頸肩腕障害、腰痛）	20
○ 尿路系障害	21
○ 慢性肝炎	23
○ 白内障等の眼疾患	24
○ 振動障害	25
○ 大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折	27
○ 人工関節・人工骨頭置換	28
○ 慢性化膿性骨髄炎	29
○ 虚血性心疾患等	30
○ 尿路系腫瘍	32
○ 脳の器質性障害	33
○ 外傷による末梢神経損傷	36
○ 熱傷	37
○ サリン中毒	38
○ 精神障害	40
○ 循環器障害	41
○ 呼吸機能障害	43
○ 消化器障害	44
○ 炭鉱災害による一酸化炭素中毒	46